

第1条 (総則)

- 1) 取次店 (以下甲といいます) は株式会社プランビー (以下乙といいます) に対し、販促用デモ機レンタル約款 (以下約款といいます) を承諾する旨の文書 (以下取次店登録申請書といいます) を発行し、別段の定めのない限り、レンタル契約の個々について、当該約款を適用します。
- 2) 甲は氏名 (社名)、住所、その他の登録申請書記載項目事項について、変更が生じた場合、所定の変更届を乙に提出します。
- 3) 甲または乙は、相手方に対し文書にて、当該約款の継続を中止できます。
- 4) 別段の通知がない場合、この約款の効力は失わないものとします。

第2条 (物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行する登録完了通知書に記載するレンタル物件 (以下物件といいます) を賃貸し、甲はこれを貸借します。

第3条 (契約期間)

- 1) 登録完了通知書記載のご登録日が属する月を登録月とし、登録日から起算して36ヶ月後の日が属する月の月末までを契約期間とします。甲は登録日から契約期間経過後に買取かレンタル継続を選ぶことができ、買取申請が無い場合は自動継続 (36ヶ月更新) となります。登録月から60ヶ月経過する毎に販促用デモ機を新品に交換または他製品への変更をすることが出来ます (ただし、お申し出と所定の手続きが必要です。また、交換プログラム利用後は利用月が起算月となります)。
- 2) 最低契約期間を1年とし、登録月から起算して最低契約期間に達する以前に契約を解除した場合、甲は9,500円を解約手数料として支払うものとします。
- 3) 甲の意志による解約は所定の解約届を乙に提出して行います。

第4条 (料金)

- 1) 甲は、月額料金、諸経費、その他代金等の料金を乙に対して支払います。
- 2) 月額料金は毎月20日までに翌月分を口座振替またはクレジットカードで支払います。契約した月の月額料金は無料とし、契約翌月から支払期日は20日とします。
- 3) 前2項に関わらず、乙が事前に承諾した場合には、別に定める支払い条件に従うことができます。
- 4) 月額料金の未納がある場合、支払われた月額料金は原則として古い未納分から順に充当します。
- 5) 甲に前月までに月額料金の未納がある場合、乙は未納分と当月分を合算して口座振替またはクレジットカードにて決済する場合があります。

第5条 (物件の引渡し)

- 1) 契約内容の電話確認、取次店登録申請書の原本到着、初期費用のお支払い全てそろった時点で速やかに物件を発送し、送料は乙が負担します。但し、甲の事情 (長期不在の保管期限切れ等) で物件が乙に返却された場合、再発送の送料は甲の負担となります。なお、物件の発送先は、登録住所に限りです。
- 2) 甲が乙からの引渡しを受けた場合、物件は甲に引渡されたものとします。
- 3) 甲が乙に対して、物件の引渡しを受けた後48時間以内に物件の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合、物件は通常の性能を備えた状態で甲に引渡されたものとします。
- 4) 受け取らない場合、再出荷は着払いとし、送料は負担いただきます。また、返還された日から5営業日以内に連絡なく再出荷の依頼がなければ自動的に契約解除がなされます。

第6条 (担保責任)

乙は甲に対して、引渡しにおいて物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

第7条 (担保責任の範囲)

- 1) 契約期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を速やかに交換し、又は速やかに修理します。
- 2) 前項において、甲乙いずれの責任か明白でない場合、契約期間中に甲は文章をもって乙に届け出、両者合意の結果以外の苦情、申し入れ等を乙は受け付けません。
- 3) 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第8条 (物件の使用、保管)

- 1) 甲は物件を善良な管理者の注意をもって契約期間中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。ただし、電解水生成器及び風呂用浄水器の浄水フィルターはこの限りではなく、契約期間中に限り、所定の個数を乙が負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用してはいけません。
- 2) 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡及び改造をしてはいけません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染してはいけません。甲の管理責任の下でデモ機・展示用、第三者へ再レンタルする場合も同様です。
- 3) 乙又は乙の代理人は、いつでも物件を点検できます。

第9条 (物件の使用管理義務違反)

物件が甲の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、又は甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、滅失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済するものとします。

第10条 (物件の保険)

- 1) 乙は、物件に動産総合保険を付保するものとします。
- 2) 物件に保険事故が生じた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに協力します。
- 3) 甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し第9条の賠償義務について、受取保険の限度でその義務を免除します。但し甲が前項の通知義務、協力義務を怠り、又は物件の滅失損壊について故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

第11条 (契約期間の延長)

- 1) 契約期間が満了時において、甲または乙のいずれか一方より何らの申し出がないときは、同一条件で契約が更新されたものとします。
- 2) 前項により延長された期間をさらに延長するときも前項の規定によるものとし、以降も同じとします。

第 12 条 (契約の成立)

甲が乙に取次店登録申請書を送付し、乙がこれを承諾した時をもって、契約は成立したものとします。

第 13 条 (履行遅滞等)

- 1) 甲が次の各号の 1 つに該当するときは、原則として乙は甲に対して通知又は催告をしないで契約を解除し物件の返還を請求することができます。
 - 一、月額料金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
 - 二、約款及び取次店規約の条項の 1 つにでも違反したとき。
 - 三、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または民事再生、破産、会社更生等の申立があったとき。
 - 四、手形又は小切手を不渡りにしたとき。
 - 五、営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
 - 六、乙が甲の代表者と連絡がとれなくなったとき、又は甲が死亡したとき。
 - 七、甲が住所を日本国外に移転しようとしたとき。
- 2) 前項に基づき乙が物件の引取りを行なう場合、乙又は乙の正当な代理人は、いつでも物件の所在する場所に立入り、これを搬出し、引取ることができます。
- 3) 第 1 項各号の事由が生じた場合、乙は通知又は催告をしないで契約期間を短縮し、甲に対し、第 3 条第 2 項に定める解約手数料の支払を請求することができます。
- 4) 乙によって前 2 項の処置がとられた場合でも、契約に基づくその他の甲の義務は何ら免除されません。
- 5) 契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切費用は、甲の負担とします。
- 6) 月額料金の遅滞が 6 ヶ月分に達したときは理由の如何に関わらず通知又は催告をしないで直ちに契約を解除できるものとします。解除後も甲には物件の返却義務があり、乙は甲に対し、物件返却日までの月額料金相当額または、36 ヶ月分の月額料金から既払い額を除いた金額の損害賠償を請求できます。
※ただし、クーリング・オフや中途解約（90 日ルール）の適用条件に該当する場合は、そちらの規定を優先とします。
- 7) 物件返却時点で月額料金に未納分がある場合、物件返却月内に一括精算を原則とします。乙の指定する口座に銀行振込にてお支払いください（振込手数料は甲の負担とします）。月内に入金の確認ができない場合、乙は甲に対し、レンタルした期間（レンタル開始から物件返却までの期間）の月額料金から既払い額を差し引いた金額に値する損害賠償を求めることができます。ただし、特別な事情があるときは、乙は甲と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 14 条 (遅延利息)

甲が契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し、支払済に至るまで年率 14.6 パーセントの割合による遅延利息を支払います。

第 15 条 (物件の返還遅延の損害金)

甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、遅延期間 1 ヶ月あたりの損害金は、月額料金に相当する金額とします。なお遅延期間が 1 ヶ月以内の場合にもその端数を切り上げ 1 ヶ月とみなし、日割計算は行ないません。

第 16 条 (物件の国外使用)

甲は、物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第 17 条 (ソフトウェアの複製等の禁止)

甲は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできません。

- 1) 有償、無償に関わらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用権設定を行うこと。
- 2) ソフトウェアを複製すること。
- 3) ソフトウェアを変更し、又は改作すること。

第 18 条 (情報)

甲により乙に返還された物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し、返還、修復、削除、賠償等の請求をしません。

第 19 条 (通知・報告義務)

- 1) 甲に第 13 条 1 項各号の事由が発生したとき、又は甲の住所、商号、代表者に変更があるときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知します。
- 2) 乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置保管、使用の状況について乙に報告します。

第 20 条 (合意管轄)

契約について訴訟の必要が生じたときは、新潟地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 21 条 (月額料金、特記事項)

- 1) 甲は乙または乙の代理店、取次店から、乙所定の月額料金の説明を受け、取次店登録申請書の署名欄への署名、捺印をもって了承したものとします。
- 2) 本約款の各条項に定めていない事項又は本約款の各条項と異なる取決については、その都度、乙が定めるところによります。

2020 年 1 月 1 日 改訂